

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域、特別保護地区

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国538号・自然保護局長通知）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号・自然保護局長通知。以下「審査指針」という。）、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針の細部解釈及び運用方法について」（昭和50年3月19日環自企第148号・自然保護局長通知。以下「細部解釈」という。）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	中央火口丘地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 当地域を代表する景観である火山景観及び草原景観の維持に配慮し、建築物の新築、改築又は増築は必要最小限とする。特に、草原にあっては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>イ 特別保護地区及び第1種特別地域において許可しうる建築物にあっても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。</p> <p>ウ 阿蘇山登山道路及び仙酔峠道路は好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱うものとし、望見される草原にあっては、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。</p> <p>ただし、公益上または農林業用必要な建築物（地元農家による農産物販売所で簡易なものを持む、以下同じ）であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りでない</p> <p>エ 地元農家（土地所有者、以下同じ）が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地域住民の農林業に関する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>オ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>ウ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数</p>

	<p>高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>エ 地元農家による農産物販売所にあっては水平投影面積10m²以下であり、地形の改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。</p> <p>なお、広告物は壁面掲示に限るものとする</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。ただし、噴火の際の危険が認められる地域であって、構造上やむえない場合についてはこの限りではない。</p> <p>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色を含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</p> <p>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p>
火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 中央火口丘及び外輪山の景観に配慮するとともに、中央火口丘及び外輪山上の主要な展望地から見たときの風致及び風景の支障の程度についても配慮する。</p> <p>イ 当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p>

	<p>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</p> <p>④修景綠化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</p> <p>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p>
外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 草原及びカルデラ景観の保全に配慮し、建築物は必要最小限とする。特に草原にあっては遠方からも望見されることから、位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>イ 特別保護地区及び第1種特別地域において許可しうる建築物にあっても、外部に自然材料（木材、石材等）を使用する等、風致景観に十分に配慮する。</p> <p>ウ 当地区的ミルクロード、やまなみハイウェイ及び菊池阿蘇スカイラインは好展望の公園事業道路で、利用者も多いことから主要な展望地として取り扱い、沿線の景観保全に配慮する。</p> <p>エ 特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」（第2.1 III (1) イによる）は当地域を代表する草原景観であることから、建築物の新築及び増築は原則として許可しない。</p> <p>ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。</p> <p>オ その他の地域であっても公園事業道路の中心線から両側100mが草原である場合は、展望の妨げとなることから、建築物の新築及び増築は認めない。</p> <p>ただし、公益上または農林業用必要な建築物であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りではない。</p> <p>カ 地元農家が市町村の同意を得て地元農産物及びその加工品を販売するための簡易な建築物は、地域住民の農林業に関連する行為としてやむを得ないが、風致上の支障が軽減されるよう位置、規模、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>キ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②規模</p>

		<p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 新築又は増築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限の規模とすること。</p> <p>イ 草原において新築する場合は平屋建てとすること。</p> <p>ただし、建て替えの新築については既存階数高さを越えない範囲内でこの限りではない。</p> <p>ウ 地元農家による農産物販売所にあっては水平投影面積10m²以下であり、地形の改変を伴わないこと。また、周囲の環境に与える影響に鑑みトイレの設置がないこと。なお、広告物は壁面掲示に限るものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 屋根は切妻または寄棟型の勾配屋根に限るものとし、陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根がないこと。この場合において、屋根勾配は10分の2以上10分の10以下とすること。</p> <p>イ 色彩は明るさを抑えたつや消しとし、屋根については焦げ茶色または灰系統色、壁面については茶系統（木材地色含む）色、灰系統色またはクリーム系統色とすること。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 草原については植え戻し以外の樹木の修景植栽は行わないこと。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。</p> <p>ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p>
--	--	---

(2) 道路	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 中央火口丘は本地域の利用中核地であることから火山景観及び草原景観の保全に配慮する。</p> <p>イ 主な利用形態である、自動車利用に配慮し、事業道路からの見え方に十分配慮する。</p> <p>ウ カルデラ内壁にあっては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいため、線形及び法面の処理に十分に配慮する。</p> <p>エ 農林業用及び公益上必要と認められる道路であっても必要性を十分に考慮し、過剰なものとならないよう配慮する。</p> <p>オ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、規模</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 新築する場合には設置目的をかなえる範囲で</p>
--------	----	--

		<p>最小限の規模とすること。</p> <p>③付帯施設の取扱</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>防護柵はガードロープ式又は亜鉛引き灰色のガードレールとすること。</p> <p>なお、他の利用地点等から望見され風致上支障の大きいものについては支柱とレールの外側（谷側）を焦げ茶色とすること。</p> <p>④法面処理方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 摊壁は自然石又は自然石を模した石積摊壁、又は同様の化粧を施したコンクリート摊壁とし暗灰色とすること。コンクリートまたはモルタル吹付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工、その際は暗灰色とすること。</p> <p>イ 自然法面で落石の危険がある箇所についてはロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>⑥修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>イ 元来植生のなかった場合を除いて法面は表土保全等の手法を用いて可能な限り郷土種で緑化すること。</p> <p>ウ 草原地域での法面緑化に際しては樹木は用いないこと。</p> <p>エ 廃道敷きは舗装を撤去し、周囲の植生にあわせて緑化を行うこと。</p> <p>⑦行政指導の方針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>ア 標識は最小限とし、規模の大きなものについては、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色とすること。</p> <p>イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて、皿型側溝、スロープ付きU字溝等を用いること。</p> <p>ウ 野生動物の交通事故防止のための横断路等野生生物に配慮した工法を用いること。</p> <p>エ 草原にあっては法肩に丸みをもたせ、周囲の自然地形になじむようにすること。</p> <p>オ やむを得ずコンクリート及びモルタル吹き付けを行う際はネット張るなどし、ツル植物等により緑化を図ること。</p>
(3) 電柱	中央火口丘地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 広大な火山景観及び草原景観を保全するため</p>

		<p>利用施設からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 第2種特別地域で利用施設から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設すること。</p> <p>イ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>既存の電柱の建て替えにあたっては、地下埋設に移行すること。</p>
	火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>丘陵状となっており周囲から良く望見されるところから位置、デザイン及び色彩に配慮する。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>草原を避け、樹林内に設置すること。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>ア 広大な草原景観を保全するため事業道路及び園地からの見え方に配慮する。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②位置、デザイン、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 第2種特別地域の草原で、園地から望見される位置にあるものについては、新設は地下埋設とすること。</p> <p>イ 「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」については、新設は地下埋設とすること。</p> <p>ウ 木柱または焦げ茶色で塗装されたものであること。</p> <p>③行政指導の指針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>既存の電柱の建て替えにあたっては、地下埋設に移行すること。</p>
(4) 送電鉄塔	全域	<p>基本方針</p> <p>規模が大きく、火山景観及び草原景観に与える支障が大きいので中央火口丘地区及び外輪山の稜線沿いでの設置は許可しない。</p> <p>その他の地域であっても普通地域に誘導するよ</p>

		う調整を図る。
(5) 携帯電話 基地局	中央火口丘地区	<p>①基本方針 ア 本地域の利用中核地であることから、基地局のみを新築する行為は、火山景観及び草原景観に与える風致景観上の支障が大きいので許可しない。 イ 既存工作物へ通信設備を設置する場合も、風致景観上の支障に十分配慮する。</p> <p>②規模、色彩 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 規模は必要最小限とすること。 イ 既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスを考慮すること。</p>
	火口原地区	<p>基本方針 特別地域が狭く普通地域に囲まれているため普通地域に誘導するものとし、許可しない。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針 ア 草原において基地局のみを新築する行為は草原景観に与える支障が大きいため草原にあっては許可しない。 イ 景観上重要な北・南外輪山稜線沿いについては、稜線を分断するため独立基地局は許可しない。 ウ 電話柱等既存工作物へ通信設備を設置することにより、草原以外の場所においても極力独立した基地局は設置しないよう調整を図る。 また、やむを得ず独立基地局を設置する場合には供架、分散等も考慮に入れ、機能を果たす範囲で風致上の支障が最小となるよう配慮する エ 樹林地内であっても利用施設からの見え方に十分に配慮する。</p> <p>②位置、規模、色彩 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 新たに大規模な土地の改変、木竹の伐採や管理道路の新設が必要でないこと イ 植林地内であること。 ウ 鉄塔の高さ（アンテナ部除く）は周辺の樹木の高さを超えない規模とすること。 エ 植林地では鉄塔及び柱は茶系統色とする。 オ 既存工作物に設置する場合は原則として反射を抑えた灰色とするが、既存工作物の色彩とのバランスに配慮されていること。 カ 局舎は10分の2以上の勾配屋根とし、屋根は焦げ茶色、壁は茶系統色とすること。</p>
(6) アンテナ (家庭用の小規	全域	<p>①基本方針 既存アンテナを既存の位置で建て替える場合を</p>

模なものを除く)		除きアンテナの新築は、既に通信アンテナが多数設置されている夜峰山、米塚北、大観峰以外では許可しない。 ②規模、色彩 以下の要件に適合しないものは許可しない。 反射を抑えた灰色とすること。
(7) 堤堰(ダム)	全域	①基本方針 ア 設置目的をかなえる範囲で、位置、構造及びデザインに配慮する。 イ カルデラ内壁にあっては中央火口丘及び火口原から良く望見され風致上の支障が大きいため表面の処理に十分に配慮する。 ②規模、構造、色彩 以下の各要件に適合しないものは許可しない。 ア 規模は必要最小限と認められるものであること。 イ 公園利用施設から望見され、風致上の支障の大きいものについては、堤堰(ダム)の見える部分に自然石張りか、または自然石を模した表面処理を施し、周囲が樹林である場合には修景植栽を施すこと。 ウ 色彩は暗灰色または焦げ茶色とすること。
(8) 牧柵	全域	①行政指導の方針 申請者に対しては、牧歌的景観の形成のため、公園事業道路と牧野との境界にあたる部分については、可能な限り木製の柵に移行するよう指導する。
(9) 自動販売機	全域	①基本方針 自動販売機は、色彩が目立つ上、夜間にも電気が点灯し、風致上の支障が大きいため公園事業地以外での設置は許可しない。 ただし、この場合においても風致上の支障の軽減が図られるよう、数量を制限するものとする。 ②デザイン 以下の要件に適合しないものは許可しない。 建物の庇の下に設置するか、板張り等の自然材料により外側を囲むことにより、風致への影響を軽減すること。
(10) テント	全域	①基本方針 当地域を代表する景観である火山景観及び草原景観の維持に配慮し、テントの設置は原則として許可しない。 ただし、イベント及び地元農家による農産物販売所であって、当該地においてしかその目的を達成できないものについてはこの限りでない。 ②規模、デザイン 以下の各要件に適合しないものは許可しない。

		<p>ア 規模は10m²以下であること。ただし、イベントを行う際に設置する場合はこの限りではない。</p> <p>イ 地形の改変を伴わないこと。</p> <p>ウ 屋根は勾配屋根であること。</p> <p>エ 色彩はつや消しの白色とすること。</p> <p>オ 設置期間が定められており、終了後は直ちに撤去されるものであること。</p>
(11) ヘリコプターの乗り入れに関する工作物	全域	<p>①基本方針</p> <p>ヘリコプターの乗り入れは当該地域の風致景観に著しい支障を及ぼすことが予想されるため、「国立・国定公園内におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日付け環自保第109号、改正平成2年11月14日環自保第658号）に基づき、以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 離着陸場所は、原則として定められたヘリポートに限る。</p> <p>イ 工作物は撤去されることが明らかな仮設のものであり、行為完了後は撤去し跡地の処理がなされることになっているものであること。</p> <p>ウ 公園利用に供される道路の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>エ その用途が遭難救助、学術研究、物資運搬等を目的とする場合を除き、行為の期間が3ヶ月を超えず、また、乗り入れを行う期日が明確にされたものであること。</p> <p>オ 乗り入れを行う期日は、土日祝祭日及びそれをはさむ前後1日であること。</p> <p>カ 特別地域内での離着陸は、野鳥等の繁殖期には行わないこと。</p> <p>②行政指導の方針</p> <p>離着陸を伴わない公園内の上空飛行については、地上の利用者に不快の念を与え、野生生物への悪影響の恐れがあるので行わないよう指導する。</p>
2. 木竹の伐採	全域	<p>①基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配意した施業とする。</p>
3. 土石の採取 (1) ボーリング	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 温泉ボーリングについては、関連施設の風致判断をボーリングの際に併せて審査する。</p> <p>イ 地熱発電のためのボーリングは許可しない。</p>
(2) 採石	全域	<p>①基本方針</p>

		<p>ア 新規のものは許可しない。</p> <p>イ 特別地域指定以前から行われている採石場が現在4箇所操業中であるが、風致上の支障が大きいため、終掘のうえ、緑化するよう引き続き指導する。</p>
4. 広告物 (1) 営業用広告物	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 風致の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するため、デザインの統一を図る</p> <p>イ 乱立を防止し、必要最小限の表示内容となるように表示方法に配慮する。</p> <p>ウ 老朽化したものの撤去を図る。</p> <p>エ ミルクロード及びやまなみハイウェイ沿いの草原景観の保全に配慮する。</p> <p>オ 特に「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあっては規模及びデザインの統一を図るものとする。</p> <p>ただし、土地の所有関係及び名称を明らかにするものについては、この限りではない。</p> <p>②位置、規模、色彩</p> <p>「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」にあっては、以下の各要件に適合しないものは許可しない</p> <p>ア 材料は木材を用いるか、それを模したものであること。</p> <p>イ 規模は敷地内の広告物にあっては高さ2.0m以下、表示面積の合計は2.0m²以下とし、誘導標識にあっては高さ1.0m以下、表示面積は0.3m²以下とする。</p> <p>ウ 立体でないこと</p> <p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色で横書きとすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>その他の地域にあっては以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 材料は木材、石材等自然材料を用いるか、それを模したものであること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統とし、文字を白色または黒色とすること。</p> <p>オ 照明を用いる場合は白色光とすること。</p> <p>③行政指導の方針</p> <p>申請者には以下の事項について指導する。</p> <p>照明は用いない。</p>
(2) 指導標識 案内標識	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 風致の支障の軽減と国立公園としての一体感を演出するためデザインの統一を図る。</p> <p>イ 乱立を防止し、適切な利用案内が可能となる</p>

		<p>のように表示方法に配慮する。</p> <p>ウ 重複するものの整理統合、老朽化したものの撤去を図る。</p> <p>エ デザインは簡素なものとし、環境庁自然保護局作成の「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」に沿ったもので、「阿蘇サイン計画」との整合を図る。</p> <p>②位置、規模、色彩</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 設置個所は、車道、歩道の出入り口、分岐点、行政界であること。</p> <p>イ 規模は必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 風致を乱すような立体でないこと</p> <p>エ 木材或いは木材を模した材料を使用したものであること。</p> <p>オ 色彩は、地を焦げ茶色、濃茶色もしくは木材の地を活かした茶系統色とし、文字を白色または黒色とすること。案内図には上記以外の色の使用を認めるが、必要最小限とすること。</p> <p>カ 照明は用いないこと。</p>
5. 土地の形状変更 (1) 草地改良	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 在来の草本種からなる草原景観を保全し、あわせて土砂流出を防止するために、草地改良はできる限り更新とするよう調整を図る。</p> <p>イ やむを得ず新規で行う場合であっても、公園事業道路から望見される斜面及び沿線 5 m の範囲については極力野草地のままとするよう調整を図る。</p> <p>エ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>また、やむを得ず改変を行う場合は復元を促進する措置を講じるよう指導する。</p> <p>②位置、規模、施工方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 区画の平均斜度が 25 度以下であること。</p> <p>ウ 平均斜度 15 度～25 度の区画であっては本格的な耕耘は行わず、牧草の播種にとどめること。</p>
(2) 管理用道路 (未舗装)	全域	<p>①基本方針</p> <p>ア 工作物を用いる場合は工作物（車道）の新築として取り扱う。</p> <p>イ ミヤマキリシマ群落、山地湿原群落等、当公園の指定植物を含む貴重な植生に配慮し、その周囲を含めて保全するよう調整を図る。</p> <p>②規模、位置、線形</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p>

		<p>ア ミヤマキリシマ群落を避けること。</p> <p>イ 規模は新築する場合には設置目的をかなえる範囲で最小限とすること。</p> <p>ウ 地形の改変の少ない線形として自然環境の保護に配慮されていると認められること。</p> <p>エ 支障木の伐採及び周辺植生へ与える影響が最小限と認められること。</p> <p>④残土処理方法</p> <p>以下の要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>残土は普通地域または公園区域外で適切に処理すること。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>⑤修景緑化方法</p> <p>以下の各要件に適合しないものは許可しない。</p> <p>ア 元来植生のなかった場合を除いて法面は表土保全等の手法を用いて可能な限り郷土種で緑化すること。</p> <p>イ 草原については樹木の植栽は行わないこと。</p>
--	--	---

イ 普通地域

普通地域内の要届出行為については、下記の取扱方針により、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物	火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>農村風景の保護のため火口原の開発行為について、必要な指導を行う。</p> <p>②規模（高さ）</p> <p>高さは極力低くなるよう指導する。高さは30mを目安とする。特に中央火口丘の麓及びカルデラ内壁の麓に当たる地域については極端に高くしないこと。</p> <p>③デザイン、色彩、</p> <p>阿蘇の農村風景に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、螢光色、金色、銀色は避ける。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>広大な草原風景の保護のため北外輪山上の開発行為について、必要な指導を行う。</p> <p>②規模（高さ）</p> <p>高さは極力低くなるよう指導する。高さは15</p>

		<p>mを目安とする。</p> <p>③デザイン、色彩、</p> <p>阿蘇の自然（風景）に適合したものとし、簡素なデザインとなるよう指導する。屋根のデザインは勾配屋根とし、その色彩は焦げ茶色、黒または灰色とするよう指導する。壁面の色彩は茶系統色（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とするよう指導する。特に原色、螢光色、金色、銀色は避ける。</p>
(2) 鉄塔類	火口原地区	<p>①基本方針</p> <p>大観峰から眺望される火口原と五岳一帯の風景の保護を図るため、大観峰から五岳の展望方向における開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>②位置、規模（高さ）及び色彩</p> <p>可能な限り展望方向での設置を避けるよう指導する。高さは極力低くなるよう指導する。色彩は主な背景が樹林の場合には茶色、主たる背景が空の場合には明灰色とするよう指導する。</p>
	外輪山地区	<p>①基本方針</p> <p>広大な草原風景の保護のため北外輪山上の開発行為について、必要な指導を行う。</p> <p>②位置、規模（高さ）及び色彩</p> <p>外輪山上での設置を避けるよう指導する。高さは極力低くなるよう指導する。色彩は主な背景が樹林の場合には焦げ茶色、主たる背景が空の場合には明灰色とするよう指導する。</p>
(3) 堤堰 (ダム)	全域	<p>①基本方針</p> <p>主要国道から望見される位置で行われる開発行為について必要な指導を行う。</p> <p>②色彩及び修景</p> <p>色彩は暗灰色または焦げ茶色とするよう指導する。周囲が樹林である場合には、前面に修景植栽を施すよう指導する。</p>
2. 広告物	全域	<p>基本方針</p> <p>風景の保護を図り、国立公園としての一体感を演出するために必要な指導を行う。その際には熊本県屋外広告物条例の基準と共に阿蘇サイン計画との調整を図るものとする。</p>

(2) 公園事業取扱方針

公園事業決定内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国541号・自然保護局長通知）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針
1. 道路（車道）	<p>①基本方針 本地域は車による利用が多いので、道路沿線の修景に配慮し、快適な自動車利用が確保されるよう配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 防護柵はガードロープ式とすること。安全の確保上やむをえずガードレールを使用し、特に他の利用拠点から望見される場合は、支柱及びレールの色彩は亜鉛引き灰色とするか、もしくは、支柱及びレールの外側（谷側）を焦げ茶色とすること。 イ 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>③法面処理方法 以下の各要件に適合しないものは認めない。 ア 擁壁は自然石又は自然石を模した石積み擁壁、又は同様の化粧を施したコンクリート擁壁とし暗灰色とすること。コンクリート吹き付けあるいはモルタル吹き付けは通行の安全を確保する上で適切な方法がない場合に限り施工する。その際は暗灰色に着色すること。 イ 自然の法面で落石の危険がある個所については岩接着法、ロックネット（茶色もしくは灰色）張りとし、植生の自然回復を誘導すること。</p> <p>④残土処理方法 普通地域もしくは公園区域外で適切に処理こと。ただし、特別地域内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合においては、この限りではない。</p> <p>⑤修景緑化方法 第2、6、(2)、アの緑化修景指針に従う。</p> <p>⑥行政指導の方針 申請者には以下の事項について指導する。 ア 標識は最小限とし、規模の大きなものについては、支柱、表示板の裏側を焦げ茶色とすること。 イ 野生動物の側溝迷入死の防止のため、必要に応じて、皿型側溝、スロープ付きU字溝等を用いること。 ウ 野生動物の交通事故防止のための横断路等野生生物に配慮した工法を用いること。 エ 草原にあっては法肩に丸みをもたせ、周囲の自然地形になじむようにすること。 オ コンクリート及びモルタル吹き付けを行う際は、ネットを張りとし、ツル植物により緑化を図ること。</p> <p>⑦維持管理上の留意事項 ア 沿道の除草に、薬剤を使用しないよう指導する。 イ 車両からの空き缶等の投げ捨てを防止するため、利用者への周知を図るとともに、沿道の散乱ゴミの回収に努めるよう指導する。</p>

2. 道路（歩道）	<p>①基本方針 自然探勝に適した利用施設であるので、自然教育等の促進に配慮し、積極的に整備を図る。</p> <p>②舗装 できる限り舗装は行わず、周囲の自然との一体感を持たせるようすること。浸食防止のためやむを得ず施設を設ける場合も丸太等の自然材料を用いるものとすること。 ただし、中央火口丘の草千里中岳火口線、杵島岳登山線、仙酔峡日ノ尾峠線の仙酔峡から火口東展望所の間は利用拠点からのアクセスが非常に良く一般観光客の徒歩利用誘導の性格が強いため、舗装もやむをえないが、再整備の際にはできる限り、石張り、木レンガ、ウッドチップ舗装に移行する。</p> <p>③付帯施設の取扱い ア 利用状況に合わせ、誘導標識、注意標識、案内看板を設置し、利用者の利便を図るとともに、遭難や火山性ガスによる事故を防止する。また、自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材を使用し、地を焦げ茶色、文字を白色とする。 イ 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>④管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。 イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的に実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする。</p>
3. 園地	<p>①基本方針 国立公園としての適正な利用の促進と利用の分散のため重要な施設であることから、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備するものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い ア 直轄事業及び県事業で整備する休憩所は、平屋建ての簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。民間事業で整備する場合は、草原の眺望及び中央火口丘の展望の著しい妨げとならないよう高さを低く抑え、今後執行するものについては、現在執行している民間園地事業の休憩所の高さにならい地区毎に指導する。色彩はつや消しとし、屋根については焦げ茶色又は灰色系統、壁については茶系統（木材地色含む）、灰系統色、クリーム系統色とする。 イ 園路は利用者が非常に多いところは舗装もやむをえないが、その場合でも石張り、木レンガ、ウッドチップ等自然材料を極力使用するものとする。 ウ 自然解説のための自然解説板を計画的に整備する。デザインは環境庁自然保護局作成の「自然公園事業に係る公共標識の整備方針」に沿ったものとし、木材を使用する。 エ 公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。 オ その他の工作物は自然材料を極力使用して整備する。 カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p>

	<p>③修景綠化方法 第2、6、(2)、イの綠化修景指針に従う。</p> <p>④管理方法 ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。 イ 危険個所の点検、草刈、清掃等を定期的に実施するとともに、標識類の点検・補修を行うものとする。</p>
4. 宿舎	<p>①基本方針 滞在型利用の促進を図るため、各地区の自然環境に調和した魅力ある宿舎の整備を図る。</p> <p>②規模 建築物の高さは既存のものを越えないものとする。</p> <p>③デザイン、色彩 屋根は勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色、黒又は灰色とし、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色など既存の建物の配色に合わせる。</p> <p>④修景綠化方法 第2、6、(2)、イの綠化修景指針に従う。</p>
5. 展望施設 (中岳火口東)	<p>①基本方針 火口壁上に位置することから、噴火や火山性ガス等に対する安全性に十分配慮した施設とする。建築物を伴う際には山麓や西広場からの見え方にも十分配慮する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 付帯施設は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>③管理方法 管理運営体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持するよう努めるものとする。</p>
6. 避難小屋	<p>①基本方針 登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、高さは、気象条件を配慮して可能な限り低くするものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 屋根は勾配屋根とし、色彩は焦げ茶色、黒又は灰色とし、壁面の色彩は茶系統色、灰系統色、クリーム系統色とする。 材料は極力自然材料を使用する。</p> <p>④管理方法 ゴミの投げ捨て防止、ゴミの持ち帰り等の利用指導を行い、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努める。</p>
7. 休憩所	<p>①基本方針 快適な公園利用を確保するため、風致景観に十分配慮した最小限の規模で質の高い効率的な利用サービスが可能となるよう計画</p>

	<p>する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物の規模は既存の規模を越えないものとする。</p> <p>イ 屋根は原則として10分の1以上の勾配屋根とする。</p> <p>ただし、噴火の被害が予想される古坊中については、安全上不可能な場合は陸屋根もやむを得ない。色彩は焦げ茶色とする。</p> <p>ウ 壁は自然材料を使用するか、クリーム系統色或いは薄茶色系統に着色する。</p> <p>カ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>④修景緑化方法</p> <p>第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>⑤管理方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p>
8. 野営場	<p>①基本方針</p> <p>健全な公園利用のため、風致景観に維持に留意しつつ、快適な野営場の整備を図る。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 管理棟、炊事棟及び公衆便所等の屋根は10分の3以上10分の5以下の勾配とし、形式は切妻、寄棟、入母屋のいづれかとすること。屋根の色彩は焦げ茶色とすること。</p> <p>ただし、屋根 瓦或いは自然素材を用いる場合は素地色も可と/orする。壁は自然 材料を使用するか、茶系統色に着色すること。</p> <p>イ 公衆便所は利用者数に合わせて適切に整備する。また、身障者用トイレを設置するよう指導する。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>ウ バスタブ付きのキャビン及びロッジは野営場の枠を越えるため認めない。</p> <p>エ 標識類は乱立を避け統一したデザインで計画的に配置するよう指導する。老朽化又は破損したものは速やかに撤去又は更新するよう指導する。</p> <p>オ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③管理方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p>
9. 運動場	<p>テニスコートを設置する場合には、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱い要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号によるほか、下記の取扱いによるものとする)。</p> <p>①基本方針</p> <p>土地の形状変更及び支障木の伐採は、必要最小限にとどめ、自然環境に十分配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 建築物は公衆便所等必要最小限にとどめ、利用面及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境と調和したデザインとする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p>

	<p>イ 駐車場は風致上の支障のない範囲で利用者数に見合った規模を確保する。</p> <p>③管理方法</p> <p>十分な維持管理計画を立て、快適で安全な環境を維持するよう努めるものとする。</p>
10. 駐車場	<p>①基本方針</p> <p>国立公園の適正な利用の促進するため、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 公衆便所は簡素なデザインとし、屋根は勾配屋根とする。汚水処理は立地条件に応じ技術上及び管理上最良のものとする。</p> <p>イ その他の工作物については外部に自然材料を極力使用して整備する。</p> <p>③修景緑化方法</p> <p>第2、6、(2)、イの緑化修景指針に従う。</p> <p>④管理方法</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ゴミ持ち帰り運動のPRを行うものとする。</p> <p>イ 事故防止に十分配慮するものとする。</p>
11. 索道運送施設	<p>①基本方針</p> <p>施設は現状の規模を維持しつつ、安全の確保に十分配意する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 駅舎は災害時の避難場所ともなることから、安全対策を十分に行うものとする。</p> <p>イ 駅舎の外壁及び支柱は茶系統とする。</p>
12. 給水施設	<p>①基本方針</p> <p>土地の形状変更及び支障木の伐採は必要最小限にとどめ、自然環境に配慮した整備とする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>付帯施設は必要最小限の規模とし、風致景観に配慮したデザインとする。</p>
13. 博物展示施設 (阿蘇火山博物館)	<p>①基本方針</p> <p>環境教育活動、火山活動のモニタリング・情報の発信、利用の分散を目的に整備するものとする。</p> <p>②規模等</p> <p>地域の風致景観に配慮したデザインとし、現状規模程度となるよう配慮するものとする。</p>
14. ゴルフ場	<p>①基本方針</p> <p>現況の規模を維持する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>建築物については、高さは屋根がけを除き既存のものを越えないものとする。屋根は切妻、方形、寄棟、入母屋等の勾配屋根とし、勾配は10分の2以上とする。屋根の色彩は焦げ茶色または黒とし、壁面の色彩はクリーム系統色、うす茶色など既存の建物の配色に合わせる。</p>